

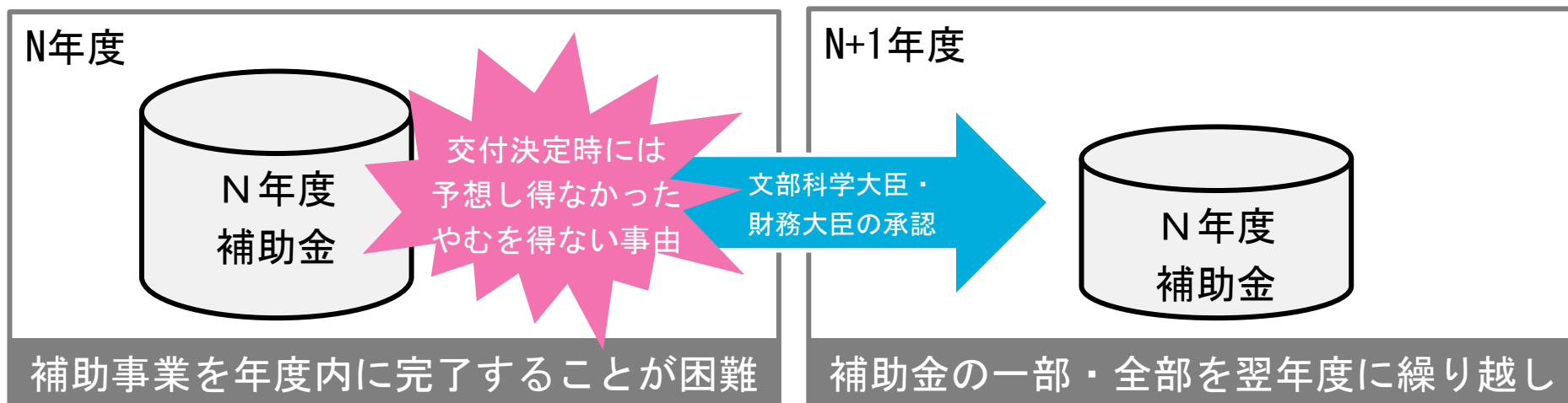
繰越制度の概要

(研究者用)

1. 繰越制度とは
2. 繰越制度の概要
3. 繰越事由の分類
4. 繰越要件の確認
5. 申請手続
6. その他留意事項

平成29年12月
独立行政法人日本学術振興会 研究事業部研究助成第一課

1. 繰越制度とは



科学研究費補助金による研究のうち、**交付決定時には予想し得なかったやむを得ない事由**により年度内に完了することが困難となった補助事業について、**文部科学大臣を通じて財務大臣の承認を得た上で**当該補助金の全部又は一部を翌年度に繰り越すことができる制度です

※ 基金種目は対象外（一部基金種目のうち科学研究費補助金部分は対象）。



翌年度に繰り越す
ことができます

- 計画の変更等に伴い当該年度中に使用することができなかった研究費



繰越しの対象に
なりません

- 怪我・病気以外の研究代表者の自己都合によるもの（多忙、異動など）
- 研究計画の終了後に余った研究費（余剰金）

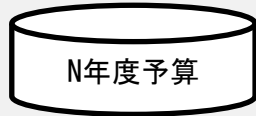
→繰越制度の要件に合致せず繰越制度を利用できない場合、又は、繰越申請期限を過ぎた後に繰越事由が発生した場合は、「調整金」制度により次年度使用の申請ができる場合があります。
詳細は、日本学術振興会科研費ホームページ（<http://www.jspss.go.jp/j-grantsinaid/index.html>）等を参照してください。

2. 繰越制度の概要

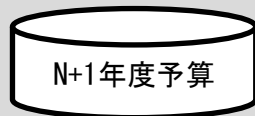
会計年度独立の原則

- 各会計年度の経費は、その年度の歳入をもって支弁すべき。
- 毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。

N年度



N+1年度



しかし

研究計画の進捗は

研究者の努力だけでコントロールできるものでない。

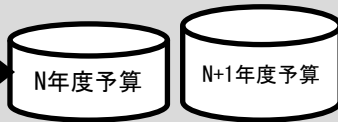
- ・ 思わぬ実験結果
- ・ 想定外の問題発生
- ・ 地震や豪雨等の災害
- ・ 研究協力者の状況変化
- ・ 研究機器等の不調など

会計年度独立の原則の例外 繰越制度

N年度



N+1年度



やむを得ない事由により、

研究を年度内に完了することができない場合に

未使用の研究費を翌年度へ繰り越すことができる制度

繰越制度の
活用促進


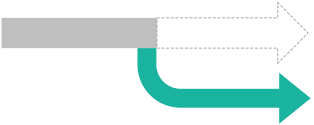

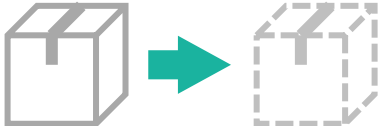


- ・ 研究現場の実態に即した効率的・効果的な使用
- ・ 柔軟な使用

- ・ 会計期間逸脱等の制度の認識不足による
不用意なルール違反の防止
- ・ 架空請求による預け金などの
不正使用の防止

3. 繰越事由の分類

繰越しの対象となるのは、以下の6つの繰越事由のいずれかに該当し、かつ次頁の繰越要件のすべてに合致する研究課題です。

※ 記号は、財務省の分類による。
※※ 詳細は別紙2「繰越事由一覧」を参照してください。

<p>1. (7ア) 研究に際しての事前調査の困難</p> <p>想定外の事由により、事前調査の見直しなどが必要な場合</p>	
<p>2. (7イ) 研究方式の決定の困難</p> <p>想定外の事由により、新たな研究方式を採用することが必要となった場合</p>	
<p>3. (1エ、1キ) 計画に関する諸条件</p> <p>予期せぬ問題が発生し、解決するまで、研究の延期が必要となった場合 例：研究協力者（機関）の事情、学会等の事情、機器の故障等</p>	
<p>4. (6オ) 資材の入手難</p> <p>予期せぬ外的要因により、計画通りに研究用資材を入手できなくなった場合</p>	
<p>5. (8) 相手国の事情</p> <p>研究に関係する相手国における想定外の事情により、当初計画を延期又は中断することが必要となった場合</p>	
<p>6. (3ア、3イ、3ウ、3エ) 気象の関係</p> <p>豪雨や豪雪などの例年とは異なる気象条件により当初計画を延期又は中断することが必要となった場合</p>	

4. 繰越要件の確認

繰越制度は会計年度独立の原則の例外として財務大臣の承認を必要とするため、以下の要件を全て満たさなくてはなりません。

(**×**で記載している事項に当てはまる場合は繰越要件に該当しません。)

①当初計画の内容と時期が明確であるもの	× 当初から当該年度中に完結しないことが明らかなもの
②交付決定後に繰越事由が発生したもの	× 交付決定時には既に発生・判明していたもの
③当初計画では予想し得なかったもの	× 研究者の自己都合 事前の調整不足や甘い見込みの研究計画 当初から容易に予想される事由
④計画の見直し、繰越しが不可欠であるもの	× 当該年度中に再調整を検討していないもの 当該年度中に再調整が可能なもの
⑤計画の見直しの具体的内容、見直し期間が明確化されているもの	× 全く異なる研究目的への変更 不合理な変更 翌年度中に事業が完結することが未確定なもの

5. 申請手続

所属研究機関に相談・確認

- ✓ 繰越事由が発生
- ✓ 繰越要件に合致



様式C-26を作成

※特別推進研究（平成27年度以前採択課題）は、様式CK-26



所属機関へ提出（送信）

※様式C-26、CK-26の内容について、日本学術振興会から詳細を確認する場合があります。

電子申請システム 対応種目

- 特別推進研究（平成28年度以降採択課題）
- 新学術領域研究（研究領域提案型）（『学術研究支援基盤形成』を除く）
- 基盤研究（S・A・B）
- 挑戦的研究（開拓）
- 若手研究（A）
- 研究活動スタート支援
- 特別研究促進費
- 特別研究員奨励費

電子申請システムで作成

電子申請システム 非対応種目

- 特別推進研究（平成27年度以前採択課題）
- 新学術領域研究（研究領域提案型）『学術研究支援基盤形成』
- 奨励研究
- 研究成果公開促進費

様式を
日本学術振興会
科研費ホームページから
ダウンロードして作成

様式や作成上の注意、記入例：日本学術振興会科研費ホームページ

<http://www.jsps.go.jp/j-grantsinaid/index.html>

- 別紙2「繰越事由一覧」
- 別添2「繰越申請書作成に当たっての参考資料集」も適宜ご利用ください。

6. その他留意事項

- 研究期間の初年度や最終年度であっても、繰越事由に該当すれば、繰越しは可能です。
(特別研究員奨励費の場合、最終年度の繰越しはできません。
ただし、採用期間中に完了できる場合は繰越しが可能ですが、完了可能か必ず確認してください)
- 変更交付決定を受けている場合、原則として変更交付決定日以降に発生した事由でなければ繰越しは認められません。
- 繰越（翌債）は、「当該年度の補助事業を、翌年度まで延長して」行うこととなります。
従って翌年度は、同一の研究課題であっても、前年度から繰越しが認められた研究費と当該年度の研究費は、別々の補助事業であるため、両者を合算して使用することはできません。
- 間接経費は、原則、繰越申請する直接経費の額に応じ、30%相当額を繰越申請することになって
いますが、研究機関において平成29年度内に既に全額執行している場合や、執行予定額が決まっ
ている場合は、直接経費の額の30%相当額未満であっても構いません。（間接経費については、
所属機関の事務担当者に確認してください。）
- 繰り越された研究費は、原則として翌々年度に再度繰り越すことはできません。
- 産前産後の休暇、育児休業等により研究を中断し、翌年度以降に再開しようとする場合は、
「育児休業等による中断」の制度をご利用いただくこととなります。
なお、繰越課題の中断はできません。